

市貸出施設の利用停止について

茨城県から県内の全域に対し、県独自の緊急事態宣言が2月7日まで出されました。市貸出施設の利用につきましては、この期間利用を停止いたします。

皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒よろしくお願ひ申し上げます